



鉱油類を含む排水の処理について

(自動車整備や洗車を行う事業場の皆様へ)



札幌市下水道河川局
事業推進部排水指導課

SAPP
RO

鉱油類を含む排水を公共下水道へ排出する事業場（自動車整備工場、ガソリンスタンド、タクシー会社、コイン洗車場など）は、除害施設の設置及び届出が必要です。

1 水質規制

工場や事業場が公共下水道へ下水を流す場合、下水道法又は札幌市下水道条例により、排水に水質基準が定められています。上記事業場の排水については、「**鉱油**」、「**浮遊物質(SS)**」が主な規制対象項目となり、水質基準は下表のとおりです。

規制項目	基準値
鉱油（ノルマルヘキサン抽出物質含有量）	5mg／L以下
浮遊物質（SS）※	600mg／L未満

※ SSの規制は、日平均排水量が 50m³ 以上の事業場が対象となります。

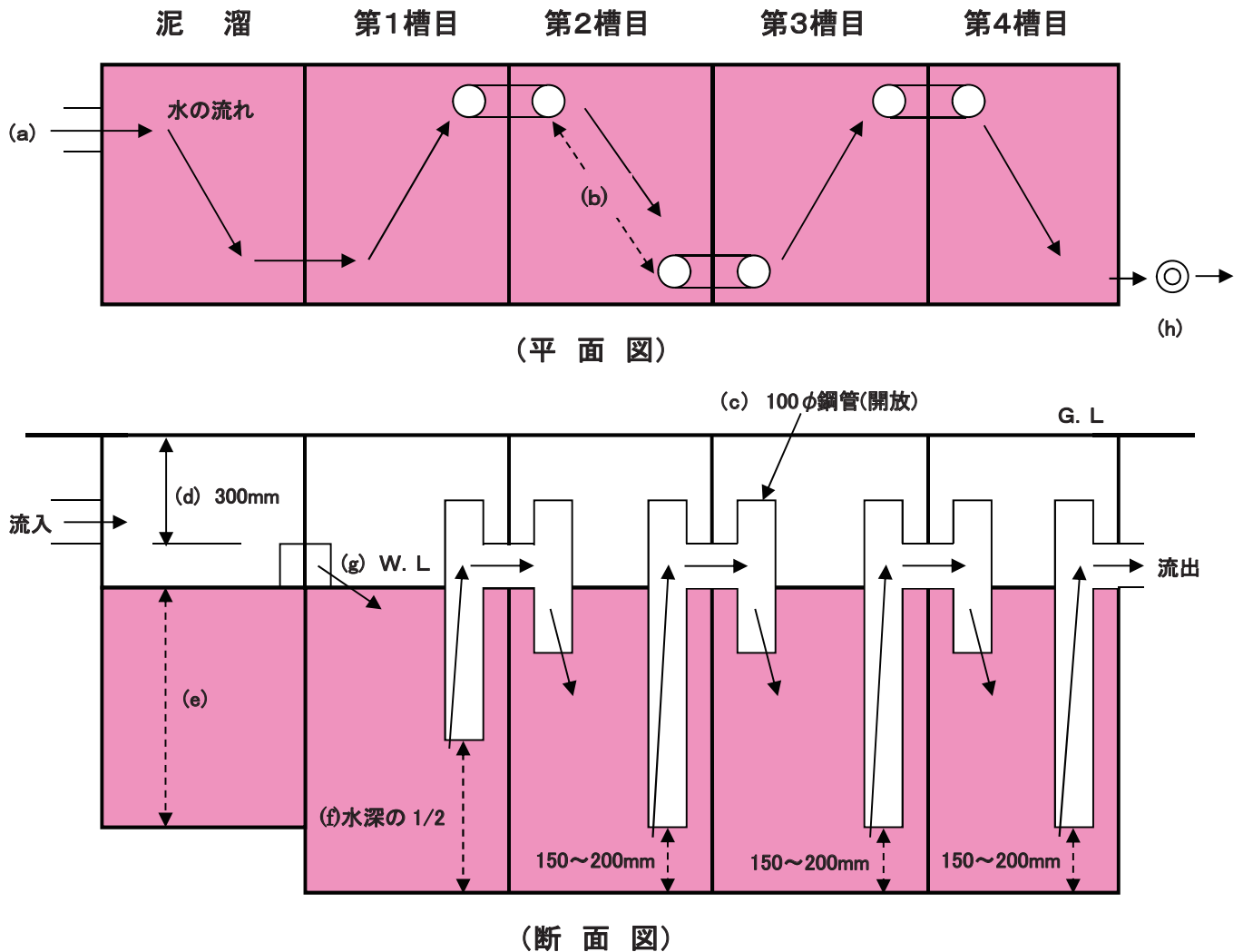
2 除害施設の設置

鉱油類を含む排水の処理は一般的に浮上分離の方法がとられ、大別すると自然浮上法と強制浮上法があります。札幌市では除害施設として、小規模事業場については自然浮上法の重力式油水分離槽の設置を、また、大規模な整備工場などについては強制浮上法の凝集加圧浮上装置などを設置するよう指導しています。

重力式油水分離槽については、次のページに記載されている構造基準に合わせて設置するよう指導しています。なお、強制浮上法などを採用する場合は別途ご相談ください。

◆重力式油水分離槽の構造基準◆

(1) 重力式油水分離槽の構造



※注

- (a) 分離槽の流入口は1か所とし、全面覆蓋式として蓋は点検が容易な構造とする。
- (b) 管の位置は図のように互い違いにし、互いの距離を可能限り長くする。
- (c) 管の材料は、鋼管・ガス管など、凍結により破損しないものを用いる。
- (d) G. L.から管までは土かぶりを300mm確保する。
- (e) 洗車場からの排水の泥溜は別途設けても良い。泥溜の深さは、泥上げをしやすいよう400mm以内が望ましい。(容量の確保が困難な場合には最大でも分離槽の深さまでとする。)
- (f) 第1槽目の管の長さは水深の1/2程度とする。
- (g) 分離槽の水面高(W. L.)は全槽同一とする。
- (h) 分離槽の流出側に点検用のますを設置する。

(2) 重力式油水分離槽設置が必要な業種

ガソリンスタンド、タクシー会社、コイン洗車場、自動車販売店、レンタカー業、整備工場、運送会社、重機レンタル業など

(3) 分離槽容量

分離槽容量は、設置する洗車機的能力に応じ、泥溜・分離槽を下表の基準に適合した必要滞留時間を確保すること。また、『SHASE-S221 オイル阻集器』の構造基準に適合し、認定を受けているオイル阻集器※¹についても設置することができる。

洗車施設の車両区分※ ²	泥溜の 必要滞留時間	分離槽（4槽合計） の必要滞留時間
下記以外	0.125 時間	1 時間
大型自動車・大型特殊自動車	0.25 時間	

※¹ 令和3(2021)年4月1日現在、認定を受けている製品はありません。

※² 車両区分は、道路交通法の区分による区分とします。

(4) 設計水量

洗車時に使用する水量は、設置する洗車機能力を用いて計算すること。洗車機能力が不明な場合は、下表を参考として水量を計算してもよい。

排水の種類	設計水量(m ³ /時)	
洗車(手洗い)	カラン 13mm	0.75 × 個数
	カラン 20mm	1.5 × 個数
床洗浄	カラン 13mm	0.6 × 個数
	カラン 20mm	1.2 × 個数
洗車(ガンタイプ)	洗車機1台あたり 0.75(1.2)※ ³	
散水・雨水※ ⁴	0.6	

※³ () 内は、大型自動車・大型特殊自動車を洗車する場合に用いる。

※⁴ 洗車場を屋外に設置する場合は雨水の混入を極力防止すること。

3 重力式油水分離槽の維持管理

油水分離槽は日頃の十分な維持管理により初めて機能が発揮されるものであり、次の事項を参考に維持管理を行ってください。

- ① 責任を持って水質管理を実施できる体制を作る。
- ② 油水分離槽などの点検・清掃を定期的に行い、その結果を日誌などに記録する。
- ③ 油水分離槽から汲み上げた油や泥は一時的に廃油タンクなどに保管し、産業廃棄物処理業者へ委託処分するなどの適正な措置を行う。
- ④ 廃油（オイル交換などによるもの）やクーラントは、油水分離槽へは入れずに産業廃棄物として別途処分する。

4 必要な届出について

(1) 下水道法に基づく届出

① 特定施設設置届

特定施設の設置を予定しているときは、工事着手の 60 日前までに届出が必要です。鉱油系排水の場合、対象となる特定施設は下表の施設です。

水質汚濁防止法 特定施設の種類	名 称
第 70 号の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 (※屋内作業場の総面積が 800m ² 未満の事業場は除く)
第 71 号	自動式車両洗淨施設 (門型の車両洗淨施設など)

※ 車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場が該当する。

② 特定施設の構造等変更届

特定施設を設置している事業場で、特定施設の構造や汚水の処理の方法などを変更しようとするときは、工事着手の 60 日前までに届出が必要です。

門型の車両洗淨施設などを入れ替える場合には、工事着手の 60 日前までに届出が必要です。

③ 氏名変更等届

特定施設を設置している事業場で、法人の代表者の変更や工場又は事業場の名称などを変更したときは変更後 30 日以内に届出が必要です。

④ 特定施設使用廃止届

特定施設の使用を廃止したときは、廃止後 30 日以内に届出が必要です。

⑤ 承継届

特定施設を譲り受けたり、借り受けたりしたときは、承継後 30 日以内に届出が必要です。

(2) 札幌市下水道条例に基づく届出

① 除害施設設置(改築・増築)届

特定施設のない事業場で、除害施設(重力式油水分離槽など)の新設、改築、増築を予定しているときは、工事着手の 60 日前までに届出が必要です。

※各届出に申請者の押印は不要です。

※60 日の実施制限がある届出は、その期間を短縮できる場合がありますので、ご相談ください。

※各届出の様式は、法令により定められています。

届出書の様式は、以下のサイトからダウンロードできます。

札幌市公式ホームページ内「工場や事業場の排水規制」

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/05otoiawase.html>



●お問い合わせ先●

札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課水質指導係

〒062-8570

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号(札幌市下水道河川局庁舎1階)

TEL 011-818-3422 FAX 011-818-3457

E-mail suishitsu_shidou@city.sapporo.jp

